

愛媛県総合運動公園の有料公園施設利用料

令和3年4月1日改定

有料公園施設利用料

〔料金には消費税および地方消費税の額を含みます。〕

施設名	専用利用（団体等が専用に利用する場合）			共同利用（個人で利用する場合）			
	半日 （円）	1日 （円）	時間外（円） （1時間につき）	区分	1人1日 （円）	1人1箇月 （円）	1人3箇月 （円）
ニンジニアスタジアム （陸上競技場）	13,850	8時間以下の場合 27,700 8時間を超える場合 41,550	3,460	一般 学生生徒	150 50	1,580 510	4,280 1,410
補助競技場	5,070	10,140	1,260	一般 学生生徒	100 50	1,040 510	1,790 1,410
体育館	14,660	8時間以下の場合 29,320 8時間を超える場合 43,980	3,660	一般 学生生徒	150 50	1,580 510	4,280 1,410
補助体育館	4,350	8時間以下の場合 8,700 8時間を超える場合 13,050	1,090	一般 学生生徒	150 50	1,580 510	4,280 1,410
テニスコート	（屋根なし） （屋根付き）	1面1時間につき 500 1面1時間につき 1,010	1面 500 1面 1,010	一般 学生生徒	1時間につき 200 1時間につき 100	（壁打ちコートのみ）適用）	
球技場	3,520	7,040	880	一般 学生生徒	100 50	1,040 510	1,790 1,410
多目的広場	1,320	8時間以下の場合 2,640 8時間を超える場合 3,960	330	一般 学生生徒	100 50	1,040 510	1,790 1,410
相撲場	1,990	3,980	500	一般 学生生徒	100 50	1,040 510	1,790 1,410
弓道場	5,200	8時間以下の場合 10,400 8時間を超える場合 15,600	1,300	一般 学生生徒	200 100	2,100 1,040	5,720 2,850
備考1. 「半日」とは午前9時から午後1時まで、午後1時から午後5時まで、午後5時から午後9時まで（午後5時以降も利用可能な施設のみ）をいう。 2. 競技団体が入場料を徴収して、専用利用する場合は、利用料の額に入場料収入額の10分の1の額を加算した額とする。 3. 競技団体以外のもが入場料を徴収して専用利用する場合は、利用料の額に入場料収入額の5分の1の額を加算した額とする。 4. 体育館の2分の1以下を専用利用する場合は利用料の額から当該利用料の2分の1の額を、また3分の1以下を専用利用する場合は当該利用料の3分の2の額を減じた額とする。（10円未満の端数が生じる場合はこれを切り捨てる） 5. 補助体育館の2分の1以下を専用利用する場合は利用料の額から当該利用料の2分の1の額を減じた額とする。 6. 「ボランティア活動を推進するための公の施設の使用料減免規則」（平成15年愛媛県規則第50号）第2条第2項に規定する「いーよポイント」との引換えによる施設等の利用申込みがあったときは、当該ポイント分を減免する。 7. 身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者及びその介護者（介護を要する者1名につき1名）並びに65歳以上の者（以下「身体障害者等」という。）が施設を利用するとき（施設を専用利用する場合にあつては、身体障害者等のみが利用する場合に限る。）は、利用料金の2分の1の額を減じた額とする。（10円未満の端数が生じる場合はこれを切り捨てる。） 8. 体育館・補助体育館・屋根付きテニスコートの利用料に照明代金を含む。 9. 陸上競技場の屋内練習場に限定して共同利用する場合は、陸上競技場共同利用料と同額とする。							

有料の付属施設利用料

ニンジニアスタジアムナイトー設備の利用料

付属施設名	単 位		金額（円）	区 分		単 位	金額（円）
屋内練習場	専用利用	半日につき	1,260	入場料を徴収しないで専用利用する場合	1,500Wの点灯	1時間につき	31,420
		1日につき	2,520		1,000Wの点灯	1時間につき	20,950
トレーニング室	専用利用	半日につき	1,260		750Wの点灯	1時間につき	10,470
		1日につき	2,520		500Wの点灯	1時間につき	6,280
会議室	50㎡未満の部屋	1室1時間	250		200Wの点灯	1時間につき	4,180
	50㎡以上100㎡未満の部屋	1室1時間	500	入場料を徴収して専用利用する場合	1,500Wの点灯	1時間につき	94,280
	100㎡以上150㎡未満の部屋	1室1時間	760		1,000Wの点灯	1時間につき	62,850
	150㎡以上の部屋	1室1時間	1,020		750Wの点灯	1時間につき	31,420
放送室	1回につき		1,260		500Wの点灯	1時間につき	18,850
シャワー	1人1回につき		100		200Wの点灯	1時間につき	12,560
備考1. 運動施設の専用利用の許可を受けた場合は当該施設の付属施設（シャワーを除く）に係る利用料の納付を要しない。				備考1. 1時間未満の端数は、1時間として計算する。			

付属施設の冷暖房利用料

その他の施設ナイトー設備の利用料

区分	単 位		金額	区 分		単 位	金額（円）
会議室等 冷暖房料金	50㎡未満の部屋	1室1時間	50	多目的広場照明		1時間につき	2,080
	50㎡以上100㎡未満の部屋	1室1時間	100	屋根なしテニスコート照明	専用利用の場合	1面1時間につき	410
	100㎡以上150㎡未満の部屋	1室1時間	200		共同利用の場合	1人1時間につき	100
	150㎡以上の部屋	1室1時間	300	弓道場照明	専用利用の場合	近的・遠的それぞれ1時間につき	410
体育館 冷暖房料金	1時間につき		11,200		共同利用の場合	1人1時間につき	50
補助体育館 冷暖房料金	1時間につき		2,850	備考1. 1時間未満の端数は、1時間として計算する。			
備考1. 1時間未満の端数は、1時間として計算する。 2. 医務室（ドーピングコントロール室を含む）、コンピューター室および写真判定室については、冷暖房に係る利用料の納付を要しない。							

ニンジニアスタジアム大型映像装置の利用料

移動式電光掲示板の利用料

区 分	単 位	金額（円）	区 分	単 位	金額（円）
入場料を徴収しないで使用する場合	1時間につき	5,230	移動式電光掲示板	4面利用の場合	1時間につき 400
	1日（上限）	31,420		3面利用の場合	1時間につき 300
入場料を徴収して使用する場合	1時間につき	26,180		2面利用の場合	1時間につき 200
	1日（上限）	157,130		1面利用の場合	1時間につき 100
備考1. 1時間未満の端数は、1時間として計算する。			備考1. 1時間未満の端数は、1時間として計算する。		